

## 平成 25 年度の県出資法人経営評価の進め方について

### 1 これまでの経緯

- 平成 18 年に「県出資法人改革プラン」を策定し、外部評価機関「県出資法人点検評価部会」を設置のうえ県出資法人の点検評価を 22 年度まで実施。
- 23 年度からは、新たに外部評価機関「県出資法人経営評価専門委員会」を設置し、23 年 10 月に策定した「県出資法人経営評価指針」に基づき、経営評価を推進。
- 24 年度からは、新たに重点経営評価法人を選定し、法人及び所管課からのヒアリングや現地調査を実施。

### 2 今年度の取組み方針

「県出資法人経営評価指針」に基づく経営評価を今年度も実施するとともに、以下の理由により、来年度は経営評価期間の総括と新指針を検討することとして取り組むものとする。

- ・新しい行政改革大綱（H23～H26 年度）の後継大綱と始期を統一し、連携を図るため。
- ・今年度（来年度）に国が策定する「三セク指針」を踏まえた指針とするため。

#### （1）重点経営評価法人の選定

専門委員会において、重点的経営評価を行う法人を選定し、ヒアリングや現地調査を実施。

#### （2）重点的調査項目の設定

新公益法人制度移行（H25 年 11 月期限）に伴い、資金運用が適切に行われるよう、昨年、総括で掲げた運用関係規定の整備状況を把握するなど、新体系移行後の体制を検証。

#### 【スケジュール】（案）

時期・期間	内 容
6～7 月	1次評価の実施（自己点検評価）
10 月	第1回経営評価専門委員会の開催
11 月～12 月	委員による各法人の取り組み状況の確認（ヒアリング等）及び評価意見の作成
平成 26 年 1 月以降	事務局による2次評価（案）の修正、各法人への確認
	第2回経営評価専門委員会の開催
	行政改革・地方分権戦略本部への報告、各法人へ2次評価結果の通知・公表

# 平成18年度以降の経営評価の状況

国の動向	県の動向		【内 訳】					
	行革大綱	経営評価						
<b>第三セクター等の抜本的改革等に関する指針</b> 平成二十年～二十五年 公益法人新体系移行期間 平成二十年～二十五年十一月 国・新指針	<b>構造改革プラン</b> 平成十八年～二十二年 <b>県出資法人改革プラン</b>	※17年度末に「県出資法人改革プラン」を策定。					<b>【評価機関】</b> 県出資法人点検評価部会  <b>【評価期間】</b> H18～21年度 (4年間)	
				出資法人の自主性・自立性の向上に向けた取組み	県の関与の適正化	積極的な情報開示に向けた取組み		その他
		18年度	可能な限り効率的な運営を求める。	一定の関与を継続することが適切な選択肢の一つと考える。	—	民間等との役割分担についての検討		
		19年度	黒字→赤字:2法人 赤字→黒字:6法人	財政的関与及び人的関与は最低限となるよう取り組む。	25%以上出資又は出損している法人の決算情報を県HPにて公表			
		20年度	赤字→黒字:4法人 (概ね良好)	財政的援助は必要最小限度であるが、県派遣職員が増加する等が認められるため、人的関与については要検討	概ね良好であるが、一部の法人で制度の理解不足あり。	収入増加の取組みについて、概ね良好であるが、情報交換やノウハウの有効活用等により、一層の経営基盤強化が図られることを期待。		
21年度	見直しの方向性を「統合」とされた2法人のうち、1法人は統合完了。公共への依存体質を脱却し、安定した経営基盤を構築するよう提言。	財政的関与は必要最低限であるが、人的関与は県職員の固定化が認められるため、プロパー職員の育成・強化を念頭に関与の在り方の再検討を提言。	概ね良好。					
	<b>総括</b>	22年度	※ 「県出資法人改革プラン」の総括 「県出資法人経営評価指針」の策定					
	<b>県出資法人経営評価指針</b>	23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新公益法人制度移行が必要な法人のうち2法人が方針未確定であり、早急な取り組みが必要。</li> <li>○ 赤字法人は22法人中8法人</li> <li>○ 県・市町が連携推進する総合力の発揮や二重行政の解消等の取組みを出資法人にも取り入れるべき。</li> </ul>			<b>【評価機関】</b> 県出資法人経営評価専門委員会  <b>【評価期間】</b> H23～25年度 (3年間)		
	24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 概ね堅調な経営状況を維持。赤字法人は10法人(96百万円)</li> <li>○ 運営に行き詰まっている法人はない。</li> <li>○ 新公益法人制度移行期限を控え、残る2法人は期限内に確実な手続</li> <li>○ 基本財産運用の実態調査の結果、1法人を除き公債で運用。新公益法人制度下では、自立的経営が求められることから、基本財産の運用規定と情報開示ルールの策定が必要。</li> </ul>						
	25年度	○ 法人への直接ヒアリングを含む前年度の方針を原則として踏襲。						
	<b>総括</b>	26年度	※ 「県出資法人経営評価」の総括(予定)			県出資法人経営評価専門委員会 (更新後)  H25～H27年度		